

令和2年度

一般社団法人さぬき市観光協会総会

令和2年5月22日

一般社団法人さぬき市観光協会

令和２年度一般社団法人さぬき市観光協会総会次第

日時 令和２年５月２２日（金）午後１時３０分から

場所 さぬき市役所本庁３階３０１・３０２会議室

１ 開 会

２ 議案

議案第１号

令和元年度事業報告及び収支決算について

議案第２号

令和２年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

３ その他

４ 閉 会

令和元年度事業報告（令和元年10月～令和2年3月）

（津田地区）

開催 年 月 日			事業	場所	来場者数 (人)
2	2	9	第26回津田の松原風揚げ大会	津田の松原	250

（志度地区）

開催 年 月 日			事業	場所	来場者数 (人)
元	10	12、13	秋祭り（志度太鼓台保存会）	多和神社～市内～御旅所	6,000

（寒川地区）

開催 年 月 日			事業	場所	来場者数 (人)
元	11	17	第2回さぬき寒川亭	寒川B&G体育館をメイン会場として、その周辺施設	800

（長尾地区）

開催 年 月 日			事業	場所	来場者数 (人)
元	10	27	第109回長尾静風会大茶会	長尾寺	400
	11	24	道の駅「ながお」もみじまつり	道の駅「ながお」	6,000
2	1	7	子ども力餅運搬競技大会	長尾寺境内	8,000

(本会)

開催 年月日		事業	場所	来場者数 (人)
元	9/30～	香川愛媛せとうち旬彩館	東京都港区新橋	3,000
	10/6	オリーブハマチ×さぬきワイン コラボフェア		
	通年	さぬきマルシェinサンポート、4回出店 (10/6、11/3、12/1、1/5)	サンポート高松	1回あたり 2,000～12,000
	通年	お接待環境づくり事業 (10/23、3/23、3/30)	おへんろ交流サロン周辺	-
	10	13 あばれみこし	塚原地区	600
	10	13 コスモアースコンシャスアクトクリーンキャンペーン in香川	ドルフィンセンターエントランス	323
	10	27 津田の松原サービスエリア、2回出店 (10/27、11/23)	津田の松原サービスエリア 上り線	1日当たり 1,000～2,000
	11	3 第18回さぬき市へんろ88ウォーク (ぶどうアイスお接待)	さぬき市内	418
	11	4 おへんろつかさ養成講座、4回開催 (11/4、11/17、12/1、1/12)	おへんろ交流サロン他	28
	11	7、8 JR共同企画 四国家のお宝 義経が愛した静御前ゆかりの長尾寺	さぬき市内～三木町	40
	11	10 とうおんファミリーフェスティバル 出店	愛媛県東温市桜の湯 観光物産センター	約3000
	11	16、17 徳島・香川トモニ市場記念マルシェ 骨付鳥×さぬきワインコラボ事業	東京有楽町交通会館	1,000
	11	17 第26回どじょ輪ピック in さぬき	J R 造田駅東側広場	3,000
	11	24 丸亀城グルメフェスタ	丸亀城大手門広場	約1,000
	11	29 (一社) さぬき市観光協会第1回専門部会 (合同部会)	さぬき市役所	-
	12	1 カマタマーレ讃岐 ホームゲームイベント	丸亀市ピカラスタジアム	2,554
	12	南川自然薯収穫感謝祭		-
		↑不作の為イベント中止、販売のみ実施		
	12	12 大阪三井物産ビル「香川県」マルシェ 出店	大阪三井物産ビル	約900
	12	14、15 みどり会 優待販売会 出店	インテックス大阪	約20,000
2	1	11 観光宣伝部会・さぬき市ええところ写真コンテスト審査	さぬき市寒川庁舎	写真261点 インスタ230点
	2	2 節分祭	鴨部神社	
	2	3～9 香川愛媛せとうち旬彩館 さぬき市特産品フェア出店	東京都港区新橋	2,000
	2	9 第8回さぬき市冬のうまいもんまつり 出店		
		さぬき市ええところ写真コンテスト上位入賞者表彰式	さぬき市役所	3,000
	2	20、21 JR共同企画 四国家のお宝「平賀源内」と和三盆の世界	さぬき市～東かがわ市	38

開催 年 月 日			事業	場所	来場者数 (人)
まち歩き等					
●○●ガイド付きまち歩き（志度まちぶら探検隊）●○●					
元	10	20	ノムリエ中前が選ぶ旨安ワインVS安旨ワイン	志度地区	25
	12	1	お楽しみは旬の牡蠣焼！クイズDeまちめぐり	志度地区	32
		通年	まち歩き(10/23、11/12)	さぬき市内	27
		通年	源内の里 d e お遍路体験～マニュアル片手にプチ巡礼～ (10/5、11/29)	平賀源内記念館～志度寺	5
		通年	「源内看板」「源内通りマップ」等制作	志度地区	-
●○●新・げんない学園2. 0●○●					
元	11	3	エレキテル工作ワークショップ	東京都台東区 平賀源内墓所周辺	25組
		通年	「まち飾りポスター」制作	志度地区	-
		通年	観光パスポート（※2019年10月より販売休止）	牟礼・志度	-
		通年	レンタサイクル事業（源チャリ）	平賀源内記念館～さぬき市内	34台
●○●観光ガイド実施事業（おへんろつかさの会）●○●					
元	10	20	ルンルン♪初めての仏さまを描いて遍路道～旧多和小学 校～旅館「竹屋敷」コース～	長尾	16
	11	10	ルンルン♪志度の歴史はここから始まった！？志度寺奥 の院地藏寺を訪ねる	志度	15
	11	30	ルンルン♪ちょっと願興寺へ寄り道しませんか 脱乾漆 造りの聖観音座像（国重文）を鑑賞	長尾	12
2	3	21	ルンルン♪志度寺で写経リフレッシュ!!	志度	0
			↑新型コロナウイルスの影響を考慮し中止		

※ 合同部会1回開催、観光宣伝部会（写真コンテスト選考）1回開催

令和元年度さぬき市観光協会後援名義等使用団体

開催 年 月 日			事業	団体名
元	11	17	第4回さぬき市山のうまいもんまつり	結願の里 多和の会
2	2	9	第8回さぬき市冬のうまいもんまつり	さぬき市

さぬき市観光協会 観光宣伝及び販売出店 活動記録（県内外一部紹介）

さぬきマルシェinサンポート（物品販売・観光宣伝活動）



第4回愛媛県とうおんファミリーフェスティバル（物品販売・観光宣伝活動）



大阪 三井物産 香川県特産フェア（物品販売・観光宣伝活動）



さぬき市観光協会 観光宣伝及び販売出店 活動記録（県内外一部紹介）

東京有楽町交通会館 トモニマルシェ（物品販売・観光宣伝活動）



大阪 みどり会優待販売会 さぬき市特産販売（物品販売・観光宣伝活動）



東京新橋 香川愛媛せとうち旬彩館 さぬき市特産フェア（物品販売・観光宣伝活動）



令和元年度 一般社団法人さぬき市観光協会

収支決算書

(令和元年10月1日～令和2年3月31日)

収入金合計	-	支出金合計	-	市返納金	=	差引残高
14,581,062		10,620,048		1,127,427		2,833,587
						(剰余金)

収入の部

単位：円

科 目		予算額	決算額	比較	備 考
会費		370,000	274,000	△ 96,000	
補助金		11,757,289	11,257,289	△ 500,000	市補助金返納内訳 自然薯収穫祭 70,000 多和ふるさとまつり 80,000 みろく納涼夏まつり 713,587 源内関連事業 131,000 興津海水浴場夏季清掃代 19,530 津田松原海水浴場夏季清掃代 40,310 津田松原海水浴場清掃謝礼 73,000 1,127,427
事業収入	1. 物品販売費	200,000	428,542	228,542	
	2. おへんろつかさ養成講座受講料	9,000	6,000	△ 3,000	
	3. 利息	1,000	48	△ 952	
	4. 雑収入	70,000	274,500	204,500	
	5. 備品貸出収入	100,000	69,170	△ 30,830	
	計	380,000	778,260	398,260	
剰余金		2,271,513	2,271,513	0	
合 計		14,778,802	14,581,062	△ 197,740	

支出の部

単位：円

科 目		予算額	決算額	比較	備 考
運 営 費	管理費	1. 給料	4,900,000	4,867,274	32,726 3名分（人件費、社会保険料）
		2. 手当	680,000	559,549	120,451 3名分（交通費、時間外手当）
		3. 事務局費	710,000	1,058,580	△ 348,580 消耗品費、インターネット使用料、法人設立経費
	施設整備費	1. 修繕費	78,000	522,722	△ 444,722 備品管理用倉庫設置費
	施設管理費	1. 津田の松原管理事業	707,000	367,840	339,160 返納（113,310）
		2. 興津海水浴場管理事業	82,000	78,901	3,099 返納（19,530）
	運営費 合計		7,157,000	7,454,866	△ 297,866
事 業 費	観光宣伝事業費	1. 管理費	191,000	92,173	98,827
		2. 観光宣伝活動費	2,351,000	2,122,766	228,234
		3. 観光交流推進事業	1,010,000	939,376	70,624 返納（70,000）
		4. イベント周年事業	500,000	0	500,000
		5. 地域助成事業	0	△ 80,000	80,000 返納（80,000）
		6. 観光ボランティアガイド育成事業	217,000	216,785	215
	地区別事業費	1. 津田地区事業費	36,000	36,000	0
		2. 大川地区事業費	0	△ 713,587	713,587 返納（713,587）
		3. 志度地区事業費	131,000	0	131,000 返納（131,000）
		4. 長尾地区事業費	124,000	124,000	0
	事業費 合計		4,560,000	2,737,513	1,822,487
	予備費		3,061,802	427,669	2,634,133
合 計		14,778,802	10,620,048	4,158,754	

監 査 報 告 書

令和元年度一般社団法人さぬき市観光協会予算の執行につき、帳簿、証拠書類、収支決算書等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和2年5月11日

監 事

松 本 篤 

監 事

岡 裕 子 

一般社団法人さぬき市観光協会 代表理事 尾崎 勝 殿

令和2年度事業計画（案）

事業概要

新型コロナウイルス感染の拡大により観光部門は大きな打撃を受けている。

このような状況下ではあるが、新型コロナウイルス感染の早期の終息を願うとともに終息後、速やかにかつ積極的な物販販売及び観光客誘致への営業活動を通し、さぬき市の経済復興の一助とならんことを基本方針とします。

また、本年度より、これまでさぬき市が実施してきた観光事業部門をより専門的かつ継続的に事業展開するため、市から受託事業として本協会が取り組むこととなります。

なお、本年度の主な事業計画は、以下の通りです。

1. 観光交流推進事業

各種観光イベント事業を主催及び後援等を行うことにより、県内外へのPR及び観光客の誘客に努める。

- ① さぬき市ええところ写真コンテスト
- ② ガイド付きまち歩き
- ③ あばれみこし
- ④ どじょ輪ピック in さぬき
- ⑤ その他のイベントへの協賛及び後援

2. 関西圏物産販路開拓事業

関西圏を中心に、さぬき市の特産品を対面販売及び試食等を通じて、市の特産品のPR及び販路拡大を目指す。

- ① みどり会優待販売会（トモニHD主催）
会場：大阪市住之江区「インテックス大阪」
日程：令和2年12月
- ② 三井物産大阪支社香川県特産品フェア（香川県大阪事務所連携事業）
会場：大阪市北区「三井物産大阪支社」
日程：令和2年7月・12月

3. 地域特産品産地連携PR強化事業

香川県の代表的なブランドである「オリーブハマチ」や香川県の新たなグルメ「丸亀・骨付鳥」と本市の特産品であるワインをセットにPRし、さぬきワイン並びにさぬき市の認知度向上を図る。

- ① 「オリーブハマチ」と「さぬきワイン」（香川県水産課との連携事業）

会場：東京都港区新橋「香川・愛媛せとうち旬彩館」

日程：令和2年9月

② 「骨付鳥」と「さぬきワイン」(丸亀市との連携事業)

会場：東京都千代田区有楽町「東京交通会館」

日程：令和2年11月

4. 東京アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」出店事業

さぬき市の特産品を対面販売・試食等を通じて、国内外から訪れるお客様に販売並びにさぬき市の観光PRを行う。

会場：東京都港区新橋「香川・愛媛せとうち旬彩館」

日程：令和2年10月

5. 観光地域づくり事業

さぬき市(政策課)が取り組んできた観光振興・にぎわいづくり及び雇用創出を目指した「源内の改革プロジェクト事業」を本年より本協会が受託し、引き継ぎ推進する。

① 志度寺門前町エリア賑わい創出

会場：さぬき市志度源内通り

日程：令和2年11月・12月

② 着地型旅行商品(遊学のススメ)の企画・開発

会場：津田・大川・寒川・長尾地区

日程：令和2年10月・11月、令和3年3月

6. 夜型観光客誘致事業(ナイトコンテンツ事業)

夜型の観光コンテンツの造成を促進し、市内外の観光客の誘客と滞在時間の拡大による経済の活性化を図る。

① 津田町ふるさと海岸ナイトシアター

会場：津田町ふるさと海岸

日程：令和2年9月(3日間)

② 源内通りバル(酒場)

会場：さぬき市志度源内通り

日程：令和2年11月・12月、令和3年1月

③ 星空観測会

会場：さぬき市天体望遠鏡博物館(さぬき市多和)

日程：令和3年2月

7. 観光客誘致事業

さぬき市への誘客を行うため海外旅行会社並びに国内旅行会社へさぬき市の魅力を積極的にPR活動をする。

① 海外観光客誘致事業

- ・台湾・香港・中国の旅行会社との商談会並びに観光説明会の参加
- ・台湾旅行会社とのお遍路ツアー企画等

② 国内旅行会社への商談会及び観光PR

- ・東京及び関西圏の旅行代理店への旅行商品の提案及びPR活動

8. 観光情報発信事業

さぬき市観光協会公式サイト「さぬき市観光ガイド」並びにソーシャルネットワークにおいて、旬できめ細やかな観光・イベント情報をテーマごとに発信するなど、観光客等のニーズ合った情報を効果的に提供する。

9. さぬき市知名度向上プロモーション事業・・・さぬき市ブログ「遊びの達人」

さぬき市のイメージ・知名度を向上させるため、Webを通じて、瀬戸内海や讃岐山脈等豊かな恵みの中で育まれた自然や文化、食やイベント等の本市の魅力をリアルタイムに発信し、本市の知名度向上、イメージアップを図るとともに、交流人口の増加を促す。

10. 観光イベント助成事業

さぬき市への交流人口増加を目的として、市内各地域で開催される大型観光イベントから地域イベントに対し、後援及び事業費の一部を助成するものである。

11. 施設管理及び備品レンタル事業

- ① 興津海水浴場（小田興津地区）の施設管理業務
- ② 津田の松原海水浴場及び夏季駐車場管理業務
- ③ イベント用テント・机・椅子等の備品管理及びレンタル業務

令和2年度事業計画(案)

★新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止決定となった事業			
開 年 月 日	催	事 業	場 所
2	通年	津田の松原サービスエリア 出店（通年数回出店予定）	津田の松原サービスエリア 上り線
	通年	さぬきマルシェinサンポート（4・5月中止、通年数回出店予定）	サンポート高松
	通年	ナイトコンテンツ事業（年6回程度開催予定）	さぬき市内
	通年	遊学のススメ（着地型旅行商品 年6回程度開催予定）	さぬき市内
	通年	源内通りバル（観光地域づくり事業 年2回程度開催予定）	志度地区
	通年	お接待環境づくり事業	おへんろ交流サロン周辺
4	5	★春を食べよう	門入の郷水辺の公園及び周辺里山
4	5	花鎮祭（※新型コロナウイルスの為規模縮小）	宇佐神社
5	3	造田豊作まつり（※新型コロナウイルスの為規模縮小）	造田神社
5	11	（一社）さぬき市観光協会会計監査	さぬき市役所
5	14	（一社）さぬき市観光協会第1回理事会	さぬき市役所
5	15	★2020初夏ルンルン♪山寺で楽しむ写仏体験 （おへんろつかさの会・通年数回開催予定）	さぬき市
5	22	（一社）さぬき市観光協会総会	さぬき市役所
5	24	★さぬき手打ちうどん体験会	三ツ星ベルト四国工場
5	31、6/7	★さぬき市長尾第35回ショウブまつり	県立亀鶴公園
6	13、14	みどり会優待販売会 出店	大阪府 インテックス大阪
7	1	興津海水浴場海開き	興津海水浴場
7	3	津田の松原海水浴場海開き（※新型コロナウイルスの為規模縮小）	津田の松原海水浴場
7	5	★竹林上人追善茶会	竹林庵・自性院
7	12	2020神戸・長田たなばたま祭り	神戸市
7	27	2020RSK杯香川県ビーチバレーさぬき津田フェスティバル	津田の松原海水浴場
7	31	長尾夏まつり	宇佐神社
7	下旬～8月上旬	地引網	津田の松原海水浴場
8	～11月	さぬき市ええところ写真コンテスト	さぬき市内
8	上旬～1月	★おへんろつかさ養成講座（全講座7回程度）	おへんろ交流サロンほか
8	上旬	造田地区夏まつり大会	造田小学校
8	上旬	前山地区ふれあい夏まつり大会	長尾公民館
8	中旬	北山夏まつり	津田公民館北山分館
8	中旬	多和ふるさと夏まつり	旧多和小学校
8	14	みろく納涼夏まつり	みろく自然公園
8	22	★津田まつり	津田の松原・松原周辺
8	22	長尾わいわいまつり	長尾公民館駐車場

開催 年 月 日			事業	場所
3	9	28～10/4	せとうち旬彩館 ハマチ×ワインコラボフェア	東京都港区
	10	上旬	秋まつり（志度太鼓台保存会）	多和神社～市内～御旅所
	10	11	あばれみこし	塚原地区
	10	下旬	第110回静風茶会	長尾寺
	10	26～11/1	せとうち旬彩館 さぬき市特産フェア 出店	東京都港区
	11	上旬	第3回 寒川亭	寒川B&G体育館をメイン会場とした、 その周辺施設
	11	14,15	丸亀骨付鳥×さぬきワインコラボ事業	東京有楽町 交通会館
	11	中旬	第26回どじょう輪ピックinさぬき	JR造田駅東側広場
	11	中旬～下旬	道の駅「ながお」もみじまつり	道の駅「ながお」
	12	上旬	南川じねんじょまつり	南川自然の家
	12	9	丸亀市コラボイベント	高松市丸亀町
	12	中旬	みどり会優待販売会 出店	大阪府大阪市 インテックス大阪
	1	7	子ども力餅運搬競技大会	長尾寺境内
	2	上旬	節分祭	鴨部神社
	2	上旬	第28回津田の松原風揚げ大会	津田の松原
	2	中旬	さぬき市冬のうまいもんまつり 出店	さぬき市役所
ガイド付きまち歩き				
2	6	7	「新・夜コース」日本の国酒で春を寿ぐ！	志度地区
		未定	「新」「源内色」の通りに「お稚児 さん」が通る！ （※ 新型コロナウイルスの為5/24より延期）	志度地区
		通年	①ガイド付きまち歩き ②「お遍路体験」によるいつでも参加型体験 の継続 ③まち歩きマップの印刷・配布 ④ガイドの育成 ⑤「源内 看板」を活用したまち歩き案内 ⑥HPの管理 ⑦げんない学園実行 委員会の活動をサポート	志度地域を中心とした、さぬき市内
新・げんない学園2.0				
		通年	①低価格なエレキテル工作キットの商品開発 ②レンタサイクル事業 の利用促進を図るための県内のポスター掲示活動 ③レンタサイクル 事業のHPの充実 ④お神酒天神キットの販売促進 ⑤地域をテーマ にしたPRソング「さぬき上々源内さん」の発信 ⑥からくり玩具 「源内」のマニュアル見直し・改良・販売促進 ⑦その他、地域を活 性化するための取り組み ⑧定例会の開催	志度地域を中心とした、さぬき市内

令和2年度さぬき市観光協会 収支予算書(案)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

収入の部

単位：円

科 目		本年度	前年度	比較	備 考
会費収入		1,200,000	1,040,000	160,000	
補助金		15,112,000	30,713,000	-15,601,000	イベント助成金、派遣市職員経費
委託費（観光振興業務）		18,687,100	0	18,687,100	観光宣伝活動事業費
委託費（知名度向上プロモーション）		2,207,260	0	2,207,260	情報発信事業費
委託費（源内プロジェクト）		1,100,000	0	1,100,000	着地型観光事業費
県補助金（ナイトコンテンツ）		500,000	0	500,000	着地型観光事業費
事業収入	1. 物品販売費	420,000	300,000	120,000	
	2. 施設管理収入	150,000	150,000	0	
	3. おへんろつかさ受講料	0	60,000	-60,000	今年度中止
	4. 雑収入	56,000	101,000	-45,000	
	5. 備品貸出収入	50,000	350,000	-300,000	
	計	676,000	961,000	-285,000	
剰余金		2,833,587	2,271,513	562,074	
合 計		42,315,947	34,985,513	7,330,434	

支出の部

単位：円

科 目			本年度	前年度	比較	備 考
運 営 費	管理費	1.給料	9,970,000	8,400,000	1,570,000	人件費、社会保険料、派遣市職員保険料
		2.法定福利費	68,000	65,000	3,000	労働保険料
		3.手当	1,124,400	198,000	926,400	通勤手当、時間外手当等、派遣市職員経費
		4.事務局費	881,000	1,052,000	-171,000	消耗品費、インターネット使用料
	施設整備費	1.修繕費	224,000	252,000	-28,000	
	施設管理費	1.津田の松原管理事業	1,361,000	1,404,000	-43,000	
		2.興津海水浴場管理事業	758,000	747,000	11,000	
運営費 合計			14,386,400	12,118,000	2,268,400	
事 業 費	観光宣伝事業費	1.管理費	1,556,000	769,000	787,000	
		2.観光宣伝活動費	5,000,000	5,000,000	0	
		3.観光交流推進事業	1,820,000	1,820,000	0	
		4.地域行事助成事業	605,000	605,000	0	
		5.観光宣伝助成事業	820,000	820,000	0	
		6.受託事業「知名度向上プロモーション」	2,207,260	0	2,207,260	
		7.受託事業「源内プロジェクト」	1,100,000	0	1,100,000	
		8.観光ボランティアガイド育成事業	293,000	293,000	0	
	地区別事業費	1.津田地区事業費	1,883,000	1,883,000	0	
		2.大川地区事業費	3,428,000	3,428,000	0	
		3.志度地区事業費	1,014,000	1,014,000	0	
		4.寒川地区事業費	1,510,000	1,510,000	0	
		5.長尾地区事業費	2,832,000	2,832,000	0	
	事業費 合計			24,068,260	19,974,000	4,094,260
予備費			3,861,287	2,893,513	967,774	
合 計			42,315,947	34,985,513	7,330,434	

一般社団法人さぬき市観光協会理事

令和元年10月1日

任 期

令和3年3月31日

NO	役 職	氏 名	備 考
1	代表理事	オザキ マサル 尾崎 勝	志度
2	副会長	ヨネダ ヒトシ 米田 均	寒川
3	副会長	トサ セイジ 土佐 清二	津田
4	副会長	クボ マナブ 久保 学	志度
5	理事	ササキ ヒロシ 佐々木 寛	津田
6	理事	テラヤマ ヒロキ 寺山 弘樹	津田
7	理事	ヨシタケ サトシ 吉武 里志	大川
8	理事	アサクラ シゲル 朝倉 茂	大川
9	理事	マルヤマ ヒデミ 丸山 英美	大川
10	理事	サンガワ フクミ 寒川 福見	寒川
11	理事	シンカワ コウジ 新川 浩二	寒川
12	理事	カミムラ タツヤ 上村 達也	志度
13	理事	マツキ タカトシ 松本 貴俊	長尾
14	理事	タムラ ケンイチ 田村 賢一	長尾
15	理事	イガワ ユウキ 井川 雄喜	長尾
16	監事	マツモト アツシ 松本 篤	税理士
17	監事	オカ ヒロコ 岡 裕子	有識者

定 款

一般社団法人さぬき市観光協会

一般社団法人さぬき市観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人さぬき市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県さぬき市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、さぬき市の文化、歴史、技術、産業などの資源を活用し、観光事業の健全な発展と振興を図り、市民の生活、文化の向上発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査及び研究
- (2) 観光振興に寄与するイベント等の実施、協賛及び後援
- (3) 観光関係その他の団体等との連携及び支援
- (4) 観光に関する情報の収集及び発信
- (5) 観光客の誘致及び斡旋
- (6) 地場産品、土産品の販売
- (7) 観光事業に係る資料及び印刷物の発行
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費の納入等)

第6条 正会員及び賛助会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の金額及びその払い込み方法は、別に定める。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、正会員、賛助会員別に会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち副会長及び専務理事を置くことができる。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局その他)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 前項の職員以外の職員は、正副会長会において協議し会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時の理事及び設立時の監事は、次のとおりとする。

設立時理事	尾崎 勝 米田 均 土佐清二 久保 学 朝倉 茂 吉武里志 丸山英美 佐々木寛 寺山弘樹 寒川福見 新川浩二 上村達也 松本貴俊 田村賢一 井川雄喜
設立時監事	松本 篤 岡 裕子

(設立時の代表理事及び副会長)

第47条 設立時の代表理事及び副会長は、次のとおりとする。

設立時代表理事	尾崎 勝
設立時副会長	米田 均 土佐清二 久保 学

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	香川県坂出市江尻町191番地260
設立時社員	尾崎 勝
住 所	香川県さぬき市寒川町石田東甲440番地
設立時社員	米田 均
住 所	香川県さぬき市津田町津田996番地3
設立時社員	土佐清二
住 所	香川県さぬき市志度1701番地2
設立時社員	久保 学

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人さぬき市観光協会設立のため、設立時社員尾崎 勝他3名の定款作成代理人吉原昌宏は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年10月1日

設立時社員	尾崎 勝
設立時社員	米田 均
設立時社員	土佐清二
設立時社員	久保 学

上記設立時社員の定款作成代理人

香川県高松市牟礼町牟礼21番地1

司法書士 吉原 昌宏